

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長 小林 哲也

市町村名 (市町村コード)	熊谷市 (11202)	
地域名 (地域内農業集落名)	本店大幡地区 (柿沼、代、原島、肥塚、新島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日 (第3回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者24名(認定農業者10名、利用者14名)
- ・ 地区内の農地面積に占める田の割合が67%となっており、米麦を中心とした水田作物が主体となっている。
- ・ 地区内の遊休農地は6.5ha。
- ・ 圃場の区画が悪く、圃場までの接道がない農地が多く作業効率が悪い。
- ・ 用排水の整備が不十分であり、取水できないほ場も多い。
- ・ 担い手が少ないことに加え、離農者が増えていることで遊休農地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 未整備地が多く作業効率が悪いとため、今後も営農を継続するためには圃場整備が必要。整備を進めた後、地区外等から大規模な担い手を呼び込む必要がある。
- ・ 今後も担い手が減少することが考えられるため、担い手対策が必要。
- ・ 国道17号線近隣の農地については、農地以外の活用方法を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	156.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	156.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集積・集約以前の問題で、まずは担い手の確保が必要。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借を行う場合は基本的に農地中間管理事業を利用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて国道407号線から県道太田熊谷線の間農地については圃場整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全管理等で営農が出来る状態をなるべく維持しながら、新たな担い手の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				